

令和5年7月24日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会臨時総会 議事録

1. 開催日時

令和5年7月24日（月）午後1時45分～2時45分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	出
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	出
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 委員の紹介
- 第2 事務局職員の紹介
- 第3 仮議長の選出
- 第4 会期の決定
- 第5 審議事項
 - 審議第1号 会長選出について
 - 審議第2号 会長職務代理者選出について
 - 審議第3号 議席の決定について
 - 会議議事録署名委員選任
 - 審議第4号 北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱について
 - 審議第5号 担当地区委員の選任について
 - 審議第6号 その他関連委員の選任について
- 第6 業務報告及び今後の予定
- 第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠 藤 久 彦
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 事 穴 戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

本日は大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、改選に伴う北塩原村農業委員会臨時総会を開会いたします。本日は委員改選後、最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、村長が総会を招集しております。ただ今の皆様の議席順につきましては、農業委員としての経験年数及び生年月日等をもとに仮の議席となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

■事務局長

それでは、次第の1番、委員の紹介でございますが、委員の皆様には地区名とお名前などを含めまして、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。なお、自己紹介の順番は、席順に五十嵐大委員からお願いいたします。

■五十嵐大委員
（ 挨 拶 ）

■小椋隆子委員
（ 挨 拶 ）

■中川博之委員
（ 挨 拶 ）

■岩田多吉委員
（ 挨 拶 ）

■二瓶睦夫委員
（ 挨 拶 ）

■蓮沼喜久雄委員
（ 挨 拶 ）

■星源嗣委員
（ 挨 拶 ）

■事務局長
ありがとうございました。次第2、村農業委員会事務局職員の紹介をいたします。

■遠藤久彦 事務局長
（ 挨 拶 ）

■渡部達也 班長
（ 挨 拶 ）

■穴戸開 主事
（ 挨 拶 ）

■事務局長

皆さんお世話になります。それでは次に、次第の3番になりますが、仮議長の選出でございます。本日の総会は改選後初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間は地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいない時は、年長の委員が臨時に議長の職務を行う」とありますのでこれを準用いたしまして、議事の整理を行っていただきたいと思います。年長の委員は、星源嗣委員でありますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、星委員、議長席の方へお願いします。

■仮議長（星源嗣委員）

仮議長として選出されました星源嗣でございます。これより会長選出までの間、皆さまのご協力により、議事をスムーズに進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

■仮議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりであります。会議に先立ち、本日の出席委員の確認を行います。本日の出席委員は7名中7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、出席者が過半数を超えておりますので、この総会は成立しております。

■仮議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（異議なしの声）

■仮議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■仮議長

次第5、審議第1号、会長選出について、事務局より説明をお願いします。

■事務局

事務局より説明いたします。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。また、選出方法としては会長に立候補する意思がある委員が複数いる場合は投票により行う方法と、出席委員の同意がある場合は、指名推薦による方法などがありますので、まずは選出方法か

ら審議いただきたいと思います。以上です。

■仮議長

それでは、「会長の互選」に入ります。会長の互選は、どのような方法によるか、お諮りいたします。

■岩田多吉委員

指名推薦をお願いします。

■仮議長

ただ今、委員から指名推薦による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■仮議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■仮議長

ご異議なしと認め、会長の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。それでは、「指名推薦」の発言を求めます。

■岩田多吉委員

はい。星源嗣委員を会長に推薦いたします。よろしくお計らいお願いいたします。

■仮議長

他にございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■仮議長

ありがとうございました。それでは、私、星源嗣を会長と決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■仮議長

ご異議なしと認め、会長には私、星源嗣が互選されました。会長が選出されましたので、いったん仮議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。それでは、北塩原村農業委員会会長に選出されました、星会長から、就任のごあいさつをいただきたいと存じます。星会長よろしくお願いいたします。

■会長

（ 挨拶 ）

■事務局長

ありがとうございました。会長が選出されましたので、これより、総会の議長は北塩原村農業委員会会議規則第4条により、会長が行う事になっておりますので、会長にお願いいたします。

■議長

続けて議長を務めさせていただきます。審議事項に入ります。審議第2号、会長職務代理者の選出について審議いたします。会長職務代理者につきましても、農業委員の互選によって充てることとされております。それでは、互選の方法には、投票、指名推薦などがございますが、どのような方法で互選するかお諮りいたします。

■岩田多吉委員

指名推薦でお願いします。

■議長

ただ今、岩田委員から指名推薦による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。

■委員

（ なしの声 ）

■議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。それでは、「指名推薦」の発言を求めます。

■岩田多吉委員

中川博之委員を推薦します。

■議長

ただ今、岩田委員から、中川博之委員を推薦するのご発言がございましたが、他にございませんか。

■中川博之委員

岩田多吉委員が良いと思います。

■議長

中川博之委員、岩田多吉委員の2名が推薦されました。他の委員からの意見を求めます。

■二瓶睦夫委員

岩田多吉委員が良いと思います。

■蓮沼喜久雄委員

岩田多吉委員が良いと思います。

■議長

岩田多吉委員を推薦する声が多数のようです。岩田多吉委員を会長職務代理者と決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会長職務代理者には岩田多吉委員が互選されました。それでは、会長職務代理者に選出されました岩田委員よりご挨拶をお願いいたします。

■会長職務代理者 岩田多吉委員

（ 挨 拶 ）

■議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続いて、審議第3号、議席の決定について、事務局の説明をお願いします。

■事務局

北塩原村農業委員会会議規則第7条の規定には「議席は、あらかじめくじで定める」とありますが、これまでは「くじ」ではなく、委員の経験年数や生年月日等で議席を決定してきた経緯がございます。まずは、議席の決定方法について、「くじ」で決めるか、慣例によりまして「委員の経験年数や生年月日等」で決めるか審議いただきたいと思います。

■議長

それでは議席の決定は、くじにより決める方法と慣例により決める方法、どちらの方法により決定するか、お諮りいたします。

■委員

（ 慣例より決めるとの声 ）

■議長

ただ今、慣例による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。議席の決定は、慣例により委員の経験年数

や生年月日等の方法とすることに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、議席の決定は、慣例による方法とすることに決定いたしました。事務局より、説明をお願いします。

■事務局

事務局より説明いたします。会長と会長職務代理者の議席番号は決まっております。会長につきましては7番、会長職務代理者につきましては6番となります。議席番号1番から順に、新任委員、2期目委員、3期目委員、4期目委員の順番にしまして、それぞれの生年月日順に並び変えた番号を議席番号案として提案いたします。なお、会長と会長職務代理者の番号は決まっておりますので、会長の星委員は7番、会長職務代理者の岩田委員は6番となります。議席番号の1番が新任委員の五十嵐大委員、2番が小椋隆子委員、3番が中川博之委員、4番が二瓶睦夫委員、5番が蓮沼喜久雄委員となります。以上で議席の決定についての朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了いたしました。議席番号について説明がございましたが、これにご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。審議第3号について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。審議第3号、議席について決定いたしました。

それでは、議席番号が決まりましたので、審議の途中ではございますが、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員を指名させていただきます。本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、1番、五十嵐大委員、2番、小椋隆子委員の両名を指名いたします。

■議長

続いて、審議番号4番、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱について、事務局より説明をお願いします。

■事務局

北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱について説明いたします。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、当該委員の選考及び委嘱について、北塩原村農業委員会の承認を求めるものでございます。

農業委員会等に関する法律第17条第1項においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。北塩原村においては、定数6名の農地利用最適化推進委員について3月に公募を実施いたしました。その結果、団体等から定数どおりの合計6名の推薦がございました。この6名の候補者が推進委員の構成要件等を満たしているかについて確認をお願いいたします。

選考基準1つ目、農業委員会等に関する法律で規定されている事項から確認します。

1、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

当村においては案件や農地面積から、地区の担当を北山地区と大塩地区が2名ずつ、桧原地区と裏磐梯地区が1名ずつと定数を定めており、今回は地区ごとに定数どおり推薦がありました。

2、欠格条項に該当する「委員となることができない者」は、①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる者、です。刑罰等調査の結果、該当者なしでありました。

3、推進委員は農業委員を兼ねることができない、については、該当者なしです。

選考基準2つ目、兼職の禁止について、兼職が禁止されている者はありませんでした。

以上、今回の候補者が推進委員の構成要件等を満たしているということを、ご報告させていただきます。

また、その他参考とすべき事項についてですが、推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱すると規定されています。農業経営状況等も参考に選考をお願いします。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

■議長

ただいま事務局より、農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱についての説明がありました。定数どおりではございますが、委員の皆さまのご意見ををお願いします。

■委員

（ 審 議 ）

推進委員の構成要件等を満たしているかの確認を行った。

■議長

選考の結果、北山地区担当が、武藤正さん、武藤吉博さん、大塩地区が、五十嵐忠之さん、高畑忠弘さん、桧原地区が、佐藤周さん、裏磐梯地区が、佐藤照明さん、以上の6名に、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。審議第4号については、審議内容のとおり、承認することと決定いたしました。

■議長

続いて、審議第5号、担当地区委員の選任について、事務局の説明をお願いします。

■事務局

農業委員地区担当者でございますが、各担当地区の正担当と副担当及び推進委員の担当地区を決めていただきます。農地の移動、所有権移転、賃貸借等の案件や農地利用状況調査の時に中心となる地区委員となりますので、各地区担当におきましては、その地区の農地等に

精通した農業委員を選任していただきますようお願いしたいと思います。なお、事務局案を上欄に提示しております。参考に審議いただきたいと思います。以上で担当地区委員の選任についての説明を終わります。

■議長

説明は終了いたしました。それでは、下吉地区より決めていきたいと思います。皆さんから随時発言をお願いいたします。

■議長

(事務局案を地区ごとに読み上げ)

■議長

事務局案について、ご意見ございますか。

■委員

(なしとの声)

■議長

お諮りいたします。担当地区分けについて事務局案を採用することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、担当地区委員の選任について、事務局案のとおり決定いたします。

■議長

続いて、審議第6号、その他関連委員の選任について、事務局の説明をお願いいたします。

■事務局

農作業賃金協定会議員でございますが、農業委員からは5名、村内の貸し手や借り手の代表者とその他の団体の代表者等を構成員としております。毎年2月の定例総会の後に会議を開催し、次年度の農作業料金や賃借料など、農業者の目安となる標準価格や単価を協議し、決定しております。

続いて、農業者年金協議会代議員でございますが、農業委員からは5名、農業者年金の加

入者、会津よつば農業協同組合を構成員としております。こちらは農業者年金の普及や推進をする団体で、毎年3月頃に会議を開催しております。会議では、事業報告、収支決算、次年度事業計画、次年度収支予算を協議し、決定しております。続いて、農業委員会だより編集委員でございますが、農業委員4名で構成しております。年に1～2回発行しており、今年度は1月頃に発行を予定しております。農業委員会の情報誌として、農業委員等の活動状況や農業に関する情報などを村民に周知しております。

続いて、耕作放棄地解消対策協議会でございますが、農業委員からは4名、喜多方農業普及所、会津よつば農業協同組合、雄国山麓土地改良区、会津北部土地改良区、農業共済組合などの関係機関を構成員としております。こちらは、村内の耕作放棄地の再生利用を推進する団体ございまして、国の交付金を活用して村内の耕作放棄地を解消する事業を実施する団体等がある場合は、総会を開催しまして、事業の承認をいただくこととなっておりますが、交付金自体が平成30年度で終了となったため、他市町村の協議会の中には、協議会を解散しているところもございます。当村の協議会については、今後、近隣市町村の動向等を注視し、検討してまいりたいと思います。

以上、4つの各委員につきまして、選任をお願いいたします。会長と会長職務代理者につきましては、これまでどおり、4つ全ての委員になっていただきたいと思いますので、その他の委員さんはそれぞれ2つの委員になっていただくこととなります。なお、農業者年金協議会代議員については、規約により各地区の農業委員それぞれ1名ずつは必ず選任することとなっておりますので、現在委員が1名ずつの桧原・裏磐梯地区の委員さんについては、1つは農業者年金協議会代議員になっていただきますようよろしくお願いいたします。以上でその他関連委員の選任について説明を終わります。

■議長

説明は終了いたしました。それでは、農業賃金協定会議員から決めていきたいと思います。皆さんから随時発言をお願いいたします。

（ 審議の結果以下に意見がまとまった ）

①農作業賃金協定会議員 5名

星源嗣会長、岩田多吉委員、五十嵐大委員、二瓶睦夫委員、蓮沼喜久雄委員

②農業者年金協議会代議員 5名

星源嗣会長、岩田多吉委員、小椋隆子委員、五十嵐大委員、二瓶睦夫委員

③農業委員会だより編集委員 4名

星源嗣会長、岩田多吉委員、小椋隆子委員、中川博之委員

④耕作放棄地解消代作協議会会員 4名

星源嗣会長、岩田多吉委員、中川博之委員、蓮沼喜久雄委員

■議長

お諮りいたします。その他関連委員の選任について、審議内容のとおり、ご意見が出されましたが、これにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、その他関連委員の選任について、決定いたします。

■議長

続いて、今後の業務予定について、事務局の朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了いたします。

■議長

以上で本日の審議事項並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より連絡がございます。

■事務局

(全国農業新聞の加入について)

(農業委員の日当及び年報酬の取扱いについて)

■事務局長

その他、皆さまから何かございますか。

■委員

(なしとの声)

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会臨時総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 5年 7月 24日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)